

## 入札説明書

令和4年度国土保全のためのシカ捕獲事業の入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日：令和4年11月28日

2. (1) 事業名 令和4年度国土保全のためのシカ捕獲事業（大淀川流域：綾地域・田代ヶ八重地域）

(2) 事業内容 「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」及び「令和4年度国土保全のためのシカ捕獲事業（大淀川流域：綾地域・田代ヶ八重地域）特記仕様書」のとおり

(3) 事業場所 宮崎県東諸県郡綾町中尾国有林2042林班外

(4) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和5年3月24日まで

3. 入札参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

(1) 法人又は複数の法人の連合体であること。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

また、予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度一般競争参加有資格名簿（全省庁統一資格）の「役務の提供等（その他）」において、「九州」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 複数の法人の連合体として入札に参加する場合は、当該連合体の構成員の全てが全省庁統一資格を有するとともに、構成員の全てが署名、押印した代表者選出届を添えて4(2)の申請を行い、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体法人として入札を行わないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日）9(2)に規定する手続をした者を除く。）でないこと。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）若しくは森林組合法（昭和53年法律第36号）等に基づき設立された法人等であって、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 本事業の実行体制

本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者1名を選任し、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じて必要人数配置すること。なお、配置予定の事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、常勤・非常勤を問わず、受託者が直接雇用する者であること。

①事業管理責任者

事業管理責任者は、本事業を適切に実施するため、安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者への研修等を実施する責任者であり、事業全体を統括、監督する権限を有する者を指し、以下の要件を満たしていること。

(ア) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を本事業実施前（公告日）3年以内に受講していること。

ただし、3年以内に受講していない者に対しては、事業開始前（委託契約書第6条に定める事業計画書提出時）までに講習を受講することによって資格を有することとし、要件を満たすものとする。

(エ) 本事業と同様の捕獲事業に従事した実績を有すること。

②捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事する者を指し、配置予定の以下の要件を満たしていること。

(ア) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を本事業実施前（公告日）3年以内に受講していること。

ただし、3年以内に受講していない者に対しては、事業開始前（委託契約書第6条に定める事業計画書提出時）までに講習を受講することによって資格を有することとし、要件を満たすものとする。

③作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の

運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業に従事する者を指す。

(10) 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

本事業に従事する者は損害賠償保険及び従事者傷害保険へ加入していること。

ただし、保険に未加入の者に対しては、事業開始前（委託契約書第6条に定める事業計画書提出時）までに保険に加入することによって資格を有することとし、要件を満たすものとする。

① 損害賠償保険

銃による捕獲の場合は1億円以上、わなによる捕獲の場合は3千万円以上とする。

② 従事者傷害保険

死亡保険金1千万円以上とする。

(11) 以下に定める社会保険等への加入

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(12) 過去3年以内（平成30年4月1日以降で当年度は含まない）に法人として、当該事業と同様の捕獲方法による実績を有すること。

4. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び確認資料を提出し、分任支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、3(3)に掲げる全省庁統一の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。この場合において、3(1)から(2)及び(5)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、入札の時において3(3)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札締め切りの時まで3(3)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを分任支出負担行為担当官等に示さなければならない。

なお、3(9)の①(ウ)及び②(ウ)、(10)に掲げる事項についての確認資料を委託契約書第6条に定める事業計画提出時までに提出する場合には、別途提出する旨を明記した書面を併せて提出しなければならない。

期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び確認資料の提出は、(2)②の受付場所に持参、又は郵送で提出すること。

(2) 申請書及び確認資料の提出等

① 受付期間

令和4年10月31日から令和4年11月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

②受付場所

〒 8 8 0 - 0 8 4 4

宮崎県宮崎市柳丸町 3 8 8 - 5  
宮崎森林管理署 総務グループ  
電話 0 9 8 5 - 2 9 - 2 3 1 1

③提出部数：1部

④提出方法

申請書及び確認資料は、入札説明書に示す様式により作成し、入札に参加を希望する者又は連合体の代表者が②の場所に持参又郵便により提出するものとする。なお、郵便による場合は、②の場所に令和3年7月14日午後4時必着とする。

(3) (2)の期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は分任支出負担行為担当官が競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加することができない。なお、競争参加資格の有無については、令和4年11月16日までに(電話及びFAX)にて連絡する。

(4) 競争参加確認申請書は次に従い作成し、必要な書類を添えて提出すること。

①確認申請書(別紙様式1)

②全省庁統一資格の資格確認申請書の写しを提出すること。

③法人としての捕獲事業の実績

法人としての捕獲事業の実績は、別紙様式2に記載すること。実績として記載した捕獲事業等の契約書等、事業内容が確認できる書類の写しを添付すること。

④事業管理責任者の資格等

事業管理責任者に必要な資格等は、別紙様式3に記載する。資格、免許等については写しを添付すること。

⑤捕獲従事者

捕獲従事者に必要な資格等は、別紙様式4に記載する。資格、免許等については写しを添付すること。

⑥損害賠償保険等(損害賠償保険・従事者傷害保険)及び社会保険等(健康保険・年金保険・雇用保険)の加入状況

配置予定の捕獲従事者及び作業従事者の損害賠償保険等及び社会保険等の加入状況は別紙様式5に記載する。損害賠償保険等及び社会保険等いずれも加入の内容が確認できる書類を添付すること。

⑦「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範)林業」に沿った作業安全対策への取組状況

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範)林業」に沿った作業安全対策への取組状況について、「作業安全規範(個別規範)チェックシート(林業個別事業者向け)」(別紙様式6)に記入すること。個別規範の内容に係る詳細については、「作業安全規範(個別規範)解説資料(林業個別事業者向け)」を必要に応じて参照のこと。

(5) 申請書等及び確認資料作成のための説明会

申請書等及び確認資料作成のための説明会については実施しない。

(6) 競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時まで期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止を受けた場合、当該者は競争参加資格がないものとする。

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては実施しない。

(8) その他

①申請書等及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の事業管理責任者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

5. 入札手続等

(1) 担当部局

〒880-0844

宮崎県宮崎市柳丸町388-5

宮崎森林管理署 総務グループ

電話 0985-29-2311

(2) 入札説明資料の配付または閲覧の期間及び場所

①期間：令和4年10月31日から令和4年11月29日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

②場所：〒880-0844  
宮崎県宮崎市柳丸町388-5  
宮崎森林管理署 総務グループ  
電話 0985-29-2311

(3) 入札説明書に対する質問の受付期間及び場所

①期間：令和4年10月31日から令和4年11月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

②場所：5の(2)の②に同じ

(4) 質問に対する回答書の閲覧期間及び場所

①期間：令和4年11月24日から令和4年11月29日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

②場所：5の(2)の②に同じ

なお、九州森林管理局ホームページから「公売・入札情報＞公告中の入札説明書に関する質問及び回答」([http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koukoku\\_qanda/koukoku\\_q-a.html](http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koukoku_qanda/koukoku_q-a.html))にて閲覧することもできる。

(4) 現場説明

現場説明は行わない。

(5) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

この入札説明資料に示す入札書を直接又は郵便により提出するものとする。なお、郵便により入札をする場合は、令和4年11月28日午後4時までに到着したものに限る。

また、再度の入札は引き続き実施するが、郵便入札を行った者は、再度の入札に参加することができない。

- ① 入札の開始は令和4年11月30日 午前10時00分とする。
- ② 入札の締切後即時に開札を行う。
- ③ 入札は宮崎森林管理署会議室において実施する。代理人が入札を行う場合は、委任状を提出すること。
- ④ 入札参加者は暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- ⑤ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

## 7. 開札

開札は、競争参加者又はその代理人が立ち会い、行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

## 8. 入札の辞退

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - ① 入札執行前にあっては、入札辞退届を分任支出負担行為担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
  - ② 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札担当職員に直接提出して行う。

## 9 委託費内訳書の提出

- (1) 入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した委託費内訳書を入札書とともに提出すること。なお、委託費内訳書の標準例は、別添1のとおり。
- (2) 提出された委託費内訳書は返却しないものとする。
- (3) 提出された委託費内訳書について、分任支出負担行為担当官が説明を求めることがある。

## 10 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び九州森林管理局競争契約入札心得に違

反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽またはこれに反する行為が認められた入札は無効とする。

#### 11 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 12 契約書の作成等

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない）に別途示す契約書（案）により、契約書を取りかわすものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、分任支出負担行為担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

(3) (2)の場合において分任支出負担行為担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(4) 分任支出負担行為担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(5) 概算払

概算払は行わない。

(6) 前金払

前金払は行わない

#### 13 関連情報を入手するための照会窓口

4の(2)の②に同じ。

#### 14 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書等及び確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、4(1)の確認資料に記載した配置予定の事業管理責任者及び捕獲従事者を当該事業に配置すること。

(4) 入札公告に係る発注案件の事業に適用される九州森林管理局競争契約入札心得については、九州森林管理局ホームページの「森林管理局の仕事>事業概要>各種公表事項>入札者注意等>九州森林管理局競争契約入札心得」(<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/attach/pdf/index-19.pdf>)、また、各種契約約款については、「森林管理局の仕事>事業概要>各種公表事項>入札者注意等>各種契約約款」([http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/keiyaku\\_yakkan/index.html](http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/keiyaku_yakkan/index.html))からダウンロードすることもできる。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

き

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて分任契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。